

令和3年第11回稲城市教育委員会定例会

1 令和3年11月16日、午前10時から、稲城市役所6階601・602会議室において、令和3年第11回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 佐藤 知子

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第27号議案

「令和3年度教育費補正予算（第3号）について」

(5) 日程第5 第28号議案

「令和4年度教育費予算要望書の提出について」

(6) 日程第6 第29号議案

「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定
依頼について」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、吉田委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 3 学校開放事業について（10月分）

学務課長

- 1 不登校による欠席児童・生徒数について（10月分）
- 2 令和3年度通学路合同点検の実施について
- 3 令和3年度就学時健康診断について
- 4 令和3年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 5 令和3年（ハ）第293号・第306号学校給食費請求事件第1回口頭弁論について
- 6 令和3年（ハ）第293号・第306号学校給食費請求事件第2回口頭弁論（判決）について
- 7 令和3年度児童・生徒数・学級数（令和3年11月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 学校訪問事業について
- 5 その他（運動会）について
- 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について（9月分）
 - 9 公民館主催事業の実施状況について
 - 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 11 生涯学習課利用統計について（公民館10月分、iプラザ9月分）

- 学校給食課長
- 1 令和3年度東京都市学事・保健・給食担当課長会について
 - 2 施設見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 巡回資料展示会について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 図書館の利用状況について（10月分）

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
本日は議事進行の都合により、日程第5 第28号議案を先に行い、その後、日程第4 第27号議案、日程第6 第29号議案、日程第7 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第5 第28号議案「令和4年度教育費予算要望書の提出について」、日程第4 第27号議案「令和3年度教育費補正予算（第3号）について」及び日程第6 第29号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

第27号議案及び第28号議案は予算案件、第29号議案は議会提出案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第27号議案、第28号議案及び第29

号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第27号議案から第29号議案までは秘密会)

(秘密会会議録は別紙)

(これにて第27号から第29号議案までの秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退席した職員が入室する。

教育長 再開いたします。

これより、第27号議案「令和3年度教育費補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案は、提案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第28号議案「令和4年度教育費予算要望書の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第29号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。

よって、第29号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 報告事項です。

本日の報告事項は1件です。

報告事項1「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。

まず、本調査の概要につきましてご説明させていただきますが、児童・生徒の問題行動等につきましては、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組みのより一層の充実に資するとともに、本調査を通じ、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省が実施している調査でございます。

それでは、資料の1枚目をご覧ください。

調査項目のうち、小中学校を対象としております、まず、暴力行為についてご説明をします。

本調査を大きく分けまして3点、暴力行為、いじめ、長期欠席について今回は、ご報告をさせていただく予定になっております。

それでは、暴力行為の状況の調査結果でございますが、こちら、暴力行為は大きく分けて4点、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、そして、「器物損壊」の4形態に分かれております。最初の合計のところは、この暴力行為全ての合計になっております。

令和2年度の暴力行為でございますが、小学校で1件、中学校で1件となっております。こちら、令和元年度に比べまして、小中学校とも大きく減少しました。稲城市と全国の児童・生徒1,000人当たりの発生件数を比較しましても、小中学校のいずれにおいても稲城市の合計発生件数は、全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

次に、詳細のところ、(2)の対教師暴力でございますが、小学校ゼロ件、中学校1件でございます。対教師暴力につきましては、中学校のほうで1件ございましたので、生徒1,000人当たりの発生件数、稲城市は0.4ということで、全国の発生件数よりも少ないというふうな結果でございます。

続きまして、(3)生徒間暴力でございますが、小学校で1件、中学校はゼロ件になります。小中学校ともに資料では令和元年度となっておりますが、こちらよりも少ない結果にもなっておりますし、全国と比較しましても少ない状況でございます。同じく、児童1,000人当たりの発生件数も稲城市小学校が0.2、やはり、全国と比較しましても大幅に少ない結果になっ

ております。

次に、2ページをご覧ください。

(4)の対人暴力、次の(5)の器物破壊につきましては、小中学校ともに発生件数は、ゼロ件となっております。

こちら、暴力行為につきましては、担当課としまして、この令和2年度については、年度途中で緊急事態宣言による学校の臨時休業等があったり、人と人との関わる活動に制限がかけられたこともありまして、児童・生徒が、直接的に衝突したりする機会が少なかったことが発生件数の減少につながっている一つの要因ではないかというふうに分析しております。

今後も引き続き、道徳教育や人権教育を通して命の大切さや人権尊重の精神、道徳性の育成や規範意識の醸成を図ることが大切というふうに考えているところでございます。

次に、3ページ目をご覧ください。

いじめの状況につきまして、調査結果をご報告させていただきます。

令和2年度のいじめの認知件数につきましては、小学校は182件、中学校が40件でございます。令和元年度と比較いたしますと、小中学校ともに認知件数は減少しているところでございます。

稲城市と全国の小中学校1校当たりのいじめの認知件数を比較いたしました。稲城市の小中学校どちらも全国の認知件数より少ないという結果でございます。これも理由につきましては、先ほどの暴力行為と同様の要因があるかと思いますが、学校の臨時休業や児童・生徒同士が直接関わる機会が減少しているものが要因の一つであると考えております。

そして、その下の表のいじめの現在の状況でございますが、合計222件、これは小中学校を合わせてですが、そのうち、解消しているものが小中学校合わせて178件。解消に向けて取組中のものが、小中学校合わせて44件でございます。なお、いじめに関わる行為の解消については、被害者に対する心理的、または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間、継続していることにより解消の一つと判断することになっておりますので、この期間については、少なくとも3か月という目安を持って各学校、取り組んでいるところでございます。

したがって、今回の発生から3か月がたっていない事案につきましては、解消に向けて取組中に含まれることになっております。解消に向けて取組中である事案につきましては、既に学校の対応により、いじめの行為自体一定の解消が図られているものもあると報告を受けております。ただし、継続的な見守りが必要ですので、解消事案として数字としては挙がっていません。

続きまして、4のいじめの態様でございます。

稲城市では、小中学校ともに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多い結果でございます。これは、昨年、この前の年度、令和元年度も同様の結果でございます。

次に、その態様件数として多いもの、2番目という解釈でよろしいかと思いますが、それが、仲間はずれ、集団による無視をされるという、これが小学校で41件、中学校で4件。その次が、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする、小学校が36件、中学校が5件となっております。この結果につきましても、令和元年度と同等でございます。

いじめの問題につきましては、いじめは絶対に許されない行為であること、そして、法に基づくいじめの定義をしっかりと理解すること。また、いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものと認識する上で、学校いじめ防止基本方針に基づき、日常的な未然防止の取組みと組織的な早期発見、早期解決の取組みを一層推進することが大切であると認識しております。いじめ防止の取組みといたしまして、本市では、平成30年度より11月に稲城市立学校いじめ防止啓発月間を設定しまして、まさしく今月ですが、全小中学校取り組んでいるところでございます。

いじめ防止啓発月間を活用し、児童・生徒が主体的にいじめ防止への取組を行うこと。そして、意識の向上を図るとともに、いじめの認知については、法の定義にのっとり、しっかりと認知するという意識啓発についても引き続き、学校へ指導してまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。

長期欠席の状況につきましてご報告をいたします。

こちらは、令和2年度間に連続、または、断続的に30日以上欠席した児童・生徒の数についてまとめているものでございます。

令和2年度の長期欠席児童・生徒数につきましては、小学校が73人、中学校が96人となっております。表で言いますと、一番右から三つ目の計の部分でございます。そのうち、病気や経済的理由等を除いた不登校児童生徒数につきましては、小学校は48件、これは中段のところの不登校という欄があるかと思いますが、そちらでございます。中学校が80人でございます。令和元年度と比較いたしまして、小中学校ともに不登校児童生徒数は、ほぼ、横ばいでございます。

稲城市と全国の在籍児童生徒数における長期欠席者の割合を比較いたしますと、令和元年度と同様に小学校は、全国の平均と同程度であり、中学校は全国の割合より低いという結果でございます。

不登校につきましては、引き続き、児童・生徒に登校しよう等の傾向が見えたそのときに、初期段階から組織的なそして、きめ細やかな支援を行い、長期化を防ぐそういったことを学校へ指導しているところでございます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室、心理士、そういったものの活用により、児童・生徒及び保護者からの相談に対して対応するとともに、適応指導教室梨の実ルームにおける学習支援や相談体制、学校復帰や進路選択に向けた支援の一層の充実を今後も

図ってまいりたいと考えております。

以上で、令和2年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要の報告とさせていただきます。

教育長 以上で、報告事項1「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 一枚目の1の暴力行為について、一つ教えてください。

対教師暴力について、中学校、学校管理下1件というご報告がありましたけれど、概要で結構ですので、どんな対教師暴力だったのかを教えてくださいいただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、中学校3年生男子生徒でございます。教師の指導に対して、手が出たということで1件になっております。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 具体的にどんな行為があったのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 具体的なその暴力の内容につきましては、今、この段階で私のほうも把握していなかったもので、後ほど確認したいと思います。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 この調査は、1年間終わった後、教員からの報告という調査ですので、学校としてこれが対教師暴力ということで、1年、次の年度になっても学校として重たい事案だったということでの報告だと思っておりますので、具体的な行為については、共有して、そして、中学3年生だったということで、卒業した生徒ということになるかもしれませんが、子どもへの指導ということでは、このような事案があったということ踏まえて、学校を指導していただきたいと思っております。また、詳しいことは今後教えてください。ありがとうございます。

以上です。

教育長 ほかに。
三戸委員。

三戸委員 3ページ、いじめの状況の認知件数のデータをどのように捉えたかをお聞きしたいのと、あと、令和2年の数字が11月という段階で出ておりますので、例えば、学生、子どもたちのアンケートをいつ取っていて、どういったものを整理していくかが分かりましたら教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 こちらの調査は、例年6月に行っているものです。ですので、もう既に令和3年度は調査済みになっております。ただ、その途中経過として11月にもう一度、不登校の状況を確認しているのが例年の調査です。令和2年度のこのいじめの件数につきましては、学校のほうでアンケート等を行い、それぞれの子どもにいじめの状況を確認し、それを踏まえて認知した件数となっております。

以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 そうしましたら確認ですが、子どもへのアンケートですと、明確ないじめかどうか分かりかねるところは、その担任の先生が精査した、認めたものということによろしいですか。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、いじめは、本人がいじめられたというつらい思いをしたとか、そういうことであればもう認知することになっておりますので、例えば、担任の先生が子どもに状況を聞き取ったとしても、その子自身がつらい思いをしたということであればケース1というふうに認知することになっております。ですので、そこでの精査は、特段なかったかなというふうに事務局としては考えております。

以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。
そうしましたら、令和2年の6月ですと、その前、かなり登校できない

期間というのがあったかと思うのですけれども、その期間も含めての調査ということになるので、結果としたらこの認知件数も増えるというふうに考えてよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員のおっしゃるとおりだというふうに認識しております。
以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。

ちょっと追跡調査ということもあるとは思いますが、こういったことが統計として把握するということと、我々が今すぐ対応しなければいけないことだと、報告がこの時期になる理由の考え方や、それとともに調査の仕方を知らないところがありましたので、ありがとうございます。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 今のご質問とちょっと関係することもあるかと思うのですが、いじめを学校が認知するきっかけとなった、そのきっかけというのは、アンケート、子どもたちからの訴えだけでは、必ずしもないとは認識しておりますけれど、この調査に挙がってきた認知件数のうち、大体どのくらいがどんなふうな認知のきっかけだったのかということをお簡単に教えていただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長 令和2年度の調査の結果に限定しての話になるかと思いますが、その資料は今、手元にありますのでご報告いたします。

まず、小学校のほうが、学校の教職員が発見したというのが、大きく出ている、それがまず、152件。その内訳としましては、担任が直接発見した、または、担任以外の教員が発見した、養護教諭が発見した、スクールカウンセラーが発見した、アンケート等の調査で発見したというふうになっています。担任が発見した件数としては11件、担任以外が1件、養護教諭とスクールカウンセラーがゼロで、アンケートが140件となっています。また、学校の教職員以外からの情報で発見した件数としましては、トータルで30件の内訳が、本人からの訴えが13件、本人の保護者からの訴え12件、児童・生徒、その他の本人を除く児童・生徒からの情報4件、本人の保護者以外の保護者から1件となっております。

続きまして、中学校でございますが、学校の教職員が発見したが30件、うち、担任が発見したが13件、担任以外の教員が発見したが1件、養護教諭、スクールカウンセラーがゼロで、アンケートによる発見が16件、学校の教職員以外の情報により発見した件数としては10件。内訳として本人からの訴えが8件、本人の保護者からの訴えが2件。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 詳しくありがとうございました。

私も昨日の総合教育会議でも申し上げましたけれど、教職員の認知力というのは、大切だろうと、見ているから必ず発見できるということでは、もちろんありませんけれど、数としてこう小学校がアンケートが140件ということですよ。かなりまだアンケートに頼っている状況があるかなと思います。もちろん、アンケートは大切ですし、アンケートによってこうやって見つかっているということはもちろんあります。あるのですけれど、アンケートに頼り過ぎということは非常に危険だと思いますので、廊下を休み時間ぶらぶら歩きながらということでも、もちろんいいので、そういう発見する力を組織として高めていただきたいと、私はちょっとこれ、他人事ではなくて、自分自身の経験から校長時代に私自身が廊下を歩いていて発見して、それが、実は大変ないじめだった、ということも現実としてありますので、決して認知できないわけではないというふうには思っています。現場の経験者として思っています。そのところのご指導、よろしくお願いいたします。

教育長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 長期欠席について教えてください。

行政報告の中で、梨の実ルームの在籍者についても、先ほどご報告をいただいています。単純に比較をできるものではないということは十分承知しているのですが、それにしても、不登校ということで、小学校が48件、中学校が80件、そのうち、90日以上が小学校15件、中学校48件、この数と、そして、先ほどの行政報告の数字、今年度ですので、年度が替わってはもちろんいるのですけれど、それにしては、数に大変な開きがあるということを感じています。梨の実ルームに行っていない児童・生徒がいるからいけないということは、もちろん申し上げませんが、梨の実ルームではない90以上の児童・生徒も今年度一定数はいるのではないかと思いますけれど、そういった子どもたちが、おおよそどんな生活をしているというふうに把握をされているかを教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 子どもたちの実態把握につきましては、各学校のほうで定期的に連絡を取ることがまず、一番の対応となっております。その中で、今年度に関しては、タブレットもありますので、タブレットを活用した連絡の取り合いも行われ始めています。または、授業の様子をライブ配信という形で始めている学校もあるというふうには聞いております。梨の実ルームに通われていないお子さんは、やはり、どうしても人前に出るのが難しい。要は家から外に出ることが困難であるケースが多いので、学校が直接家庭訪問をするのですとか、電話連絡をするといった対応が第一義的に行われている状況でございます。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

タブレットがあるおかげで、いろいろな指導や支援が可能になってきているなということを伺っていて思いました。まず、必要なことは安全確認、そして、一人一人のその子なりに成長しているかということを確認しつつ、そのサポートを学校だけでは難しいこともありますので、連携しながら引き続きお願いしたいと思えます。

教育長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 近隣市でありました、学校タブレットを使ってしまってSNSでの大変な重大な案件が今、報道されていますけれど、確認ですけれど、この昨年度のいじめの状況を見ますと、いじめの対応の中で学校や携帯電話等での誹謗中傷、嫌なこと、小学校で3件ということで、それぞれ重たい案件かもしれないですけど、数としては、かなり少ないこともおっしゃっているというふうには受け止めております。本市では配布されたタブレットを介してということでは、あったのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 令和2年度の後半には、タブレットを配布しておりましたが、今年度も含めまして、稲城市内で貸与しているタブレットに関してのいじめ案件の報告はありません。察するところ、この令和2年度のものは、私物のスマートフォンやタブレットのそういったものを使っての案件というふうにか

ちらとしては認識しております。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。結構です。引き続きお願いします。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて、閉会といた
します。お疲れさまでした。

(午後 3 時14分閉会)